

監査結果公表第20－2号

住民監査請求に係る監査内容の公表について

平成20年3月14日付けで提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を実施しましたが、同条第8項に定める監査委員の合議に至らなかったため、請求人への通知内容を八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成20年5月14日

八尾市監査委員	富	永	峰	男
同	八	百	康	子
同	浜	田	澄	子
同	内	藤	耕	一

記

1 監査内容

別紙のとおり

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

監査内容については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

(請 求 人) 様

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	浜 田 澄 子
同	内 藤 耕 一

住民監査請求に係る監査について（通知）

平成20年3月14日付けで提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に対し、同条第4項の規定により監査を実施しましたが、請求に理由があるか否かにつき、同条第8項に定める監査委員の合議に至りませんでしたので、その旨通知します。
なお、監査の過程における内容は次のとおりです。

記

第1 監査の請求

1 請求人

(省 略)

2 請求の提出日

平成20年3月14日

3 請求の要旨

請求人から提出された請求の要旨は次のとおりである。

有限会社中商（以下「中商」という。）は、八尾市内において、八尾・柏原同胞会館（以下「本件施設」という。）及びその敷地（以下「本件敷地」という。）を所有し、長年、本件施設を在日本朝鮮人総聯合会（以下「朝鮮総聯」という。）に無償で貸与し、その活動に供してきた。

中商は、本件施設に対する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の減免を申請した。これに対し、八尾市は、本件施設2階部分を除き、平成19年度の固定資産税等の減免対象とする措置を講じた。また、平成18年度以前は、本件施設及び本件敷地全部を減免対象とし、固定資産税全額を免除する措置がとられてきた。

八尾市は、その利用実態等から本件減免措置を正当化するようであるが、利用者である朝鮮総聯については、「朝鮮総聯が、北朝鮮の指導のもとに北朝鮮と一体の関係にあつて、専ら北朝鮮の国益やその所属構成員である在日朝鮮人の私的利益を擁護するために、我が国において活動をおこなっていることは明らかである。このような朝鮮総聯の活動が『我が国一般の利益のために』行なわれているものではないことはいうまでもない」（福岡高裁判決）ことである。

もとより、地方税法、八尾市市税条例及び八尾市市税条例施行規則に定める減免事由は、課税対象となる不動産の所有者において判断されるべきものであり、本件施設及び本件敷地を朝鮮総聯に無償供与している中商においては、そうした減免事由は何ら認められないことは明らかである。

ゆえに、中商に対し、本件施設及び本件敷地にかかる固定資産税等を全額免除してきた平成18年度以前の減免措置が違法・無効であることはもちろん、平成19年度から採られた本件減免措置も違法・無効であることも明らかであり、本件減免措置を決裁した市長は責任を免れない。

また、市長がこれまでの減免分の固定資産税等の徴税を怠る行為もまた違法かつ不当な行為であることも明らかであるといわざるをえない。

よって請求人は、地方自治法242条に基づき、監査委員に対し、本件施設に対する固定資産税等の減免措置の内容及び歴史的経過の詳細を調査したうえ、かかる違法な減免措置の無効を確認し、少なくとも過去5年に遡って適正な徴税の措置をとることを市長に対して勧告するよう請求する次第である。

4 事実を証する書面

- ・ 履歴事項証明書（中商）の写し
- ・ 全部事項証明書（建物）の写し
- ・ 全部事項証明書（土地）の写し
- ・ 平成19年度固定資産税・都市計画税減免申請書の写し
- ・ 平成19年度伺書の写し
- ・ 八尾柏原同胞会館管理運営規約
- ・ 八尾柏原同胞会館使用に関するご案内
- ・ 福岡高裁判決（平成18年2月2日）
- ・ 最高裁判決（平成19年11月30日）
- ・ 『老兵の独り言』と題する請求人ブログの一部

（以上いずれも掲載を省略）

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求が、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条に規定する形式上の要件を具備しているものと認め、平成20年3月26日にこれを受理する決定をした。

2 監査対象事項

自治法第242条第2項は、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求することができないが、同項ただし書で「正当な理由」があるときはこの限りでないと規定されている。

請求人は、「市長がこれまでの減免分の固定資産税等の徴税を怠る行為もまた違法かつ不当な行為」であり、「少なくとも過去5年に遡って適正な徴税の措置をとること」を求めているが、一旦発生した固定資産税等の全部又は一部を放棄する減免については、確定した具体的租税債権という地方公共団体の財産を放棄することで「財産の処分」にあたるというべきであり、その賦課徴収を怠ったものではないので、当該財務会計上の行為である減免のあった日を起算日として期間制限を適用するのが相当である。

そうすると、監査請求の対象とする本件固定資産税等の減免のうち、平成18年度以前の減免については、監査請求のなされた平成20年3月14日には既に1年が経過している。

次に、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであるとされている。（最高裁平成14年9月12日判決）

本件請求内容については、既に請求人自らが平成18年3月に住民監査請求をしていること、また同時期に公文書非公開決定に対する異議申立てをし、同年9月に異議申立ての容認及び公文書部分公開の決定があり、それ以後市では公益性を理由とした減免措置状況については一部を除き公開対象とするようにしたことなどから、その時点で住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解され、当該行為があった日から1年を経過していることについての正当な理由は認められない。

よって、平成19年度の本件施設及び本件敷地に係る固定資産税等の減免措置（以下「本件減免措置」という。）を監査の対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

平成20年4月3日、請求人に対し、自治法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人から、請求内容を補足する陳述がなされたが、新たな証拠の提出はなかった。

その要旨は次のとおりである。

- ① 平成18年の監査請求で、4名の監査委員の中で1名が反対したために、徴収できる市税が徴収できなかったという結果が発生した。監査結果では、福岡高裁の判決の部分は触れてあったけれども、その反対の理由がこれは最終決定でないというものであった。今回は、最高裁で福岡高裁の決定を追認して上告棄却となり、福岡高裁の決定が最終決定になったわけであるから、当然類似のものについてはこれに拘束されるということになるわけである。

- ② 請求書の「朝鮮総聯の活動と公益性」という部分では、福岡高裁の決定も引用し、福岡高裁が朝鮮総聯の活動そのものを正確に評価、決定していることは大きいと思っている。
- ③ もうひとつ、いわゆる不動産の所有者において判断されるものを、使用している朝鮮総聯の実態に即して減免するというのは、明らかにこれは違法な行為だと福岡高裁は結論づけている。朝鮮総聯との関係で決定をしているわけであるが、建物の所有者は別にあったわけで、八尾の場合と同じである。その部分をよく検討いただきたい。
- ④ それから、最高裁の決定により確定した福岡高裁判決について、もちろん全文を精査して判断いただきたいが、特に「朝鮮総聯の組織及び活動等」というところ、「地方税法における固定資産税等の納付義務者と減免事由」、当該会館の活動と「我が国社会一般の利益のために」という文言との関係、「減免事由に関する市長の裁量権について」の部分を精査していただければありがたいと思っている。

4 監査対象部局 財政部資産税課

5 監査対象部局の陳述

平成20年4月10日、関係職員（財政部長、財政部資産税課長、同課長補佐、同課税係長、前企画財政部資産税課長）から陳述の聴取を行った。

また、その後陳述内容を補足する文書が資産税課から提出された。

それらの要旨は次のとおりである。

① 本件減免措置の過去からの経過について

本件敷地については、平成12年6月30日に中商が取得し、平成13年度から課税している。本件施設は平成13年5月1日に中商が新築し、平成14年度から課税している。

減免については、申請に基づき平成13年度は土地に係る固定資産税等を5月からの11カ月分、14年度から17年度までは、土地・家屋に係る固定資産税等全額減免を行っている。平成18年度から一部会館の利用に変更（2階を事務室として使用）があったため、61.3%を減免し、38.7%を課税している。

② 本件施設の用途別床面積、減免の有無、その法的根拠及び減免の理由について

鉄骨造スレート葺3階建、床面積 243.52 m²

1階：79.59 m²（和室：31.17 m²・事務室：30.48 m²・共用部（トイレ等）：17.94 m²）

2階：79.59 m²（集会室：61.65 m²・共用部（トイレ等）：17.94 m²）

3階：84.34 m²（集会室：61.65 m²・給湯室：4.75 m²・共用部（トイレ等）：17.94 m²）

このうち、2階集会室（61.65 m²）を課税している。また、1階事務室、各階共用部及び敷地全体は、和室及び3階集会室・給湯室の床面積の和（97.57 m²）をそれらに2階集会室を加えた床面積（159.22 m²）で割ることにより算出される率で按分し、課税している。

法的根拠については、

- ・ 地方税法 第367条（固定資産税の減免）、第702条の8（都市計画税の賦課徴収等）第1項及び第7項
- ・ 八尾市市税条例（以下「市税条例」という。） 第75条（固定資産税の減免）第2項、第141条（都市計画税の賦課徴収等）
- ・ 八尾市市税条例施行規則（以下「市税条例施行規則」という。） 第7条（固定資産税の減免）第3項
- ・ 固定資産税・都市計画税の減免取扱基準

であり、上記の規定により、利用実態等の調査を行い、本件施設は八尾市を中心に居住する在日朝鮮人などの住民福祉向上を図るため、集会・生活相談・文化伝承の場として利用されており、また、集会所の用途として八尾柏原同胞会館管理運営規約（以下「管理運営規約」という。）を定め構成員の利用のみならず、地域住民をはじめとして広く利用を呼びかけており、地縁団体等の集会所と同様に市民への利用の門戸を開いている等の公益性があると判断し減免を認めている。

- ③ 「地方税法、市税条例等に定める減免事由は、課税対象となる不動産の所有者において判断されるべき」との請求人の主張に対する見解について

本市における固定資産税の減免措置を行うにあたっては、納税義務者、または固定資産の利用状況をもとに判断してきており、その根拠は、地方税法等で必ずしも明文化されていないが、地方税法第348条第2項の非課税規定において、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。……」となっていることから、固定資産税は、課税決定も含め、非課税措置や減免措置について、現実の利用状況で判断している場合が多い状況である。

なお、熊本地裁の判断で、「……地方税の課税に際し、公益上の必要に配慮する立場をとっていることに照らせば、一定の公益性のある用途に供されている固定資産について、……これに係る固定資産税を減免することは可能と解されるから、……」としており、福岡高裁もこの判断を肯定していることから固定資産の利用状況で判断している。

また、福岡高裁判決でも、「仮に、……納税義務者自身についてではなく、現実の利用者について判断すべきであるとしても、……」と現実の利用者についての判断を示しているように、所有者が有限会社であることをもって減免事由に当たらないとはいえないものと考えている。

- ④ 本件減免措置における手続について

平成19年度は、納税通知書発送（5月1日付け）後、減免申請書（6月5日）及び添付書類（管理運営規約、八尾柏原同胞会館使用に関するご案内（以下「案内ちらし」という。）、八尾柏原同胞会館使用実績（以下「使用実績表」という。）が提出され、現地調査（6月12日）を行っている。その後、起案決裁、更正決議の作成、発送（7月2日付け）をした。

- ⑤ 本件に関する現地調査の内容、回数について

平成19年度は、6月12日に会館側立会いのもと、提出書類の内容確認、会館内各

部屋の使用状況等の聴取及び写真撮影等を行った。

減免申請に基づく調査というのは1回だけである。

⑥ 本件施設で行われている事業内容等について

1階の和室は、平日の午前10時から午後4時まで街かどデイハウス「八尾サランの家」に無料で(土曜日は不定期で開催されている)、夕方以降は集会所に利用されている。

事務室は、会館の貸し出しなど会館管理の他に、集会等に利用されている。

2階の集会室は、集会等の利用もあるが、関係団体「在日朝鮮商工連合会 大阪府商工会 東阿八尾柏原商工会」が利用し、平日の午前9時から午後5時まで商工会の事務所となっている。

3階の集会室及び給湯室については集会等に利用されている。

⑦ 本件施設を利用できる者等について

管理運営規約により在日朝鮮及び韓国人と地域住民並びに公共団体などに対し広く開放すると定められている。

⑧ 本件施設の利用実態・利用者等について

平成18年度の利用者数は4636人で、うち日本人は331人であった。

また、街かどデイハウスの利用者数はそのうち2302人であった。

在日本朝鮮人総聯合会大阪府八尾・柏原支部常任委員会によって管理運営が行われており、主に本市に居住する在日朝鮮人同胞の民生福祉等の向上を図る目的で、集会、生活相談及び文化伝承等の場として利用されている。また、管理運営規約を策定しており、集会所には在日朝鮮人以外の出席及び参加があった。なお、公共団体等の利用実績はなかった。

⑨ 案内ちらしによる利用者について

案内ちらしを見て会館の方に問い合わせはあったが、現実には借りたいという申し出はなかったと聞いている。

⑩ 朝鮮総連関連施設への減免の取り扱いに関する国の通知について

平成18年4月1日付け都道府県知事あて総務事務次官通知の中で「……とりわけ公益性を理由として固定資産税の減免を行う場合には、最近の裁判事例において、朝鮮総連関連施設に関する福岡高裁判決（平成18年2月2日）などのように、減免対象資産の使用実態やその公益性判断が問題とされたものがあったことも踏まえ、減免対象資産の使用実態を的確に把握した上で、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。」とされ、また平成19年4月1日付け同通知でも「……公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、減免対象資産の使用実態を的確に把握し、更に適正化に努めること。」とされている。

以上、2度にわたる総務事務次官通知を受けており、減免申請時に使用実績表の提出を求め、それに基づき使用実績の聴取を行うなど使用実態の把握に努めたところである。

⑪ 朝鮮総連関連施設への減免に関し、本市と最高裁まで争われた熊本市の事例との相違点について

本市は、減免対象施設として、「集会所の類似施設」として認定しているが、熊本市は、社会教育法に規定する「公民館に類似する施設」として認定されているところに差異がある。

実態上の差異としては、本市には、韓国・朝鮮籍の住民が約4300人(総人口約27万人、総人口の約1.6%)在住し、これに対し、熊本市は約650人(総人口約66万人、総人口の約0.1%)。県全体で約1200人)の在住で、また、地域に密着した施設と県中心部の施設とでは、自ずから機能・役割に差異があるものと考えている。

その在住人数の割合からも、本市では、在日朝鮮人の住民が一定のコミュニティを形成していると判断され、本件施設に関し、集会・生活相談・文化伝承の場としての利用状況、また、地域住民のソフトボールクラブも参加する定例会も開催されるとともに、とりわけ大きな差異としては、街かどデイハウス事業を会館設立の初期から継続して実施しているもので、街かどデイハウス利用者が会館利用者の半数近くを占めることから、管理運営規約の「集会所は、地域住民及び公共団体に対しても広く開放する。」との定めを実践しているものと考えている。街かどデイハウス事業は、地域の高齢者の日中の居場所として、社会的孤立の防止にも貢献しており、住民福祉の向上を図るものと認定される。以上の諸事項を総合的に勘案し、減免措置を行ってきたものである。

⑫ 最高裁判決での上告棄却により確定した福岡高裁判決に対する見解について

行政としては、司法の判断を真摯に受け止める必要があると考えており、平成19年11月30日、最高裁の決定があったことで、平成20年度以降、固定資産税の減免措置については適用しないものと考えている。

しかしながら、本件については、平成19年7月に減免決定したものであり、「集会所類似施設」とした減免理由について、平成19年7月時点での判断には誤りがなかったものと考えている。

最高裁の判決を受け、今後の減免基準の見直しはするが、平成19年度の途中において基準を見直すことは、課税基準の安定を基本とした他の課税業務との均衡を図るうえからも、不相当と考えるものであり、19年度以前への遡り適用等は実施しないものとする。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 減免の根拠規定について

固定資産税の減免については、地方税法第367条において「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより固定資産税を減免することができる。」と規定されている。

本市においてはこの規定を受け、市税条例第75条第1項において、公共事業実施のために使用収益することができない固定資産など3項目について減免することができる旨を規定するとともに、同条第2項において、「前項に定めるもののほか、市長は公益上

その他の事由により特に必要と認めるときは、固定資産税を減免することができる。」と規定している。そして、市税条例の規定を受け、市税条例施行規則第7条第2項で公益上その他の事由により減免することができる固定資産として、「地方自治法に規定する地縁による団体等が所有し、又は借り受けて管理運営を行い、かつ、次に掲げる用途（専ら公益のために使用する集会所・集合住宅の集会室、その他専ら公益のために使用する家屋）のいずれかに供する家屋及びその敷地」など13項目を規定するとともに、同条第3項において、「前2項に定めるもののほか、市長は、公益上その他の事由により特に必要と認める場合は、固定資産税を減免することができる。」と規定している。

次に、都市計画税の減免については、地方税法第702条の8第7項において、都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条（固定資産税の減免）の規定によって固定資産税を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税についても、当該固定資産税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする規定されている。

本市においては、市税条例第141条において、「都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別な事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収と併せて行うものとする。」と規定している。

（2）減免決定手続について

① 減免申請書の受付

中商から提出された「平成19年度固定資産税・都市計画税減免申請書」を資産税課において平成19年6月5日付けで受付している。その際、管理運営規約、使用実績表（2006年4月～2007年3月）、案内ちらしが添付されていた。

② 実地調査等の内容

資産税課においては、添付書類により、集会所としての機能並びに地域住民に対する開放性を確認し、また平成19年6月12日の実地調査では、会館側立会いのもと、提出書類の内容確認、本件会館内各部屋の使用状況等の聴取及び写真撮影を行った結果、関係団体が事務所等として利用している部分を除き地縁団体等の集会所と同様の公益性がある施設と判断している。

③ 減免規定の適用及び決定

平成19年度本件減免措置については、平成19年6月13日付けの資産税課伺書で市税条例第75条第2項及び第141条並びに市税条例施行規則第7条第3項の規定に基づき、同条第2項第5号に規定する地縁団体等の集会所に準ずる施設で、公益性のある施設と判断し、関係団体が事務所として使用している会館2階の事務室等を除き、減免措置を講じることを平成19年6月18日付けで市長決裁されていた。そして「固定資産税・都市計画税更正決議書」を作成し、八尾市事務処理規程に基づき平成19年7月2日付けで資産税課長の専決決裁が行われていた。

なお、各階の減免及び課税面積は以下のとおりであり、共用面積については減免面積と課税面積の割合、すなわち61.3%と38.7%に按分し、本件敷地も同様に全

体の61.3%について減免措置を講じており、本件施設及び本件敷地に係る固定資産税等の減免額は、その割合に応じ、それぞれ計算されていた。

	減免面積	課税面積	共用面積	総面積
1 階	31.17 m ² 和室	—	48.42 m ² 事務室兼応接・ トイレ・階段・廊下	79.59 m ²
2 階	—	61.65 m ² 事務室等	17.94 m ² トイレ・階段・廊下	79.59 m ²
3 階	66.40 m ² 集会室・給湯室	—	17.94 m ² トイレ・階段・廊下	84.34 m ²
計	97.57 m ² (割合：61.3%)	61.65 m ² (割合：38.7%)	84.30 m ²	243.52 m ²

2 判断

自治法第242条第8項によれば、住民監査請求に基づく監査及び勧告の決定は、監査委員の合議によるものとされており、本件事案を判断するにあたり、監査委員4名で合意を得るべく協議を重ねたところである。しかしながら、一定の公益性のある活動に固定資産が使われる場合、地方税法第348条第2項等に規定する非課税の取り扱いに準じ、固定資産の供されている用途に応じて減免措置を行うことは妥当であると考え点については意見が一致したものの、市長の裁量の範囲及び本件施設の公益性の有無については判断が分かれたため、意見の一致を見ることができず、合議に至らなかった。

協議の過程で出された監査委員の意見は次のとおりである。

(1) 3名の監査委員（富永峰男、八百康子、浜田澄子）の意見

本件事案においては市税条例施行規則第7条第2項第5号に定める地縁団体等の集会所に準ずる施設として同条第3項の規定を適用している。最高裁の上告棄却により確定した平成18年2月2日付け福岡高裁判決においては、市長の裁量権について「厳格な租税法律主義のもと、租税法領域での課税庁の処分自由裁量は認められず、裁量が認められるとしても、それは、法規裁量の範囲内である」とされ、本件減免については市長の裁量権の範囲と解釈されるが、いわゆる自由裁量ではなく、その範囲はあくまでも公益性の有無の判断に限定されるものであると考えられる。そして公益性の有無の判断について同福岡高裁判決では、「公平性が強く要請される課税事務において、このような減免事由が例外的に不公平な取扱いを正当化する要件であることに照らすと、この公益性の有無に関しては、当該固定資産で営まれる事業の目的及び内容、その設備内容、さらにはその利用実態等の具体的事実の存否を客観的資料でもって認定した上で、その事実をもとに厳格に判断されなければならない。」とし、また、総務事務次官通知では、2度にわたり、減免対象資産の使用実態を的確に把握した上で公益性の有無等条例で定める要件に該当するかの厳正な判断、適正かつ公平な運用に努めるよう通知されたところでもある。以上のことから、本件施設が集会所に準ずる施設として市税条例第75条

第2項及び市税条例施行規則第7条第3項の規定を適用するためには「専ら公益のために使用する」という目的、内容の集会所施設としてふさわしい利用状況が求められ、さらにその使用の大部分の集会所が公益のためであり、その事実は客観的かつ厳格に判断されなければならないと考える。

本件施設の使用実態を考察してみると、平成18年度及び19年度の使用実績表によれば、街かどデイハウス事業の利用者がほぼ半数を占めている。しかし、その利用形態は一般的な集会所的利用とは考えがたく、また、本市で実施されている同様の事業に対して減免事由とはしていない。この利用を除くと集会、会議に分類される使用は分会や商工会、青年商工会等特定の活動に伴う各種会議が大部分を占めており、地域の集会所的な利用としては、ソフト定例会、チャンゴクラブ等がみられるだけである。しかし、これらにおいても名称・人数記載にとどまるもので、公益性を判断し得る具体的な活動内容等は把握できなかった。そこで、使用実績表の他に集会所的利用としての利用実態等を明らかにする資料を資産税課に求めたが、提示されなかった。

また、関係職員の陳述では本件施設の開放利用について述べられているが、近隣住民等の利用に供するため、使用に関する案内ちらしを作成しているもののそれによる現実の使用はなく、公共団体等の利用実績もなかったとのことである。

以上のことから見ると、福岡高裁判決及び国の通知が示しているように利用実態等の具体的事実を客観的かつ厳格に判断したかについては疑問のあるところであり、使用実態の大部分が公益のための集会であると認識するに至らず、「専ら公益のために使用する集会所」に準ずる施設とは認めがたいことから本件減免措置については妥当性を欠くものといわざるをえない。

よって、本件請求には理由があるものと判断し、平成19年度における本件減免措置を取り消し、当該減免額を徴収すべきであると考ええる。

(2) 1名の監査委員（内藤耕一）の意見

本件減免措置については、集会所に準ずる施設として公益性の有無について厳格に判断すべきであるという意見がある。しかし、公益性の有無についての判断を実態に即して厳格に行うことはあまりにも厳しい基準を設けることになり、減免対象範囲を狭めることにつながると考える。

施設について公益性の判断は、

- ①地域に開放されていることが周知されているか。
- ②施設にそのための場所があるか。
- ③使用に関する手続きが公開されているか。

など現実的に表見しうる内容で行われておればよく、本件事案は条件を具備していると考ええる。

まず、地域への開放については、管理運営規約において「地域同胞社会の健全な発展と、地域住民との友好及び発展を目的とする」、「会館は、八尾・柏原在住の在日朝鮮及

び韓国人と地域住民並びに公共団体などに対し広く開放する」と規定し、構成員の利用のみならず地域住民等への利用の門戸を開いている。次に、本件施設の集会所機能については1階に和室、3階に集会室を設け、特に1階和室は街かどデイハウス事業に利用され、高齢者福祉の向上に貢献している。また、使用手続きについては近隣住民等の利用に供するため、使用に関する案内ちらしを作成して会館に備え付け、屋外掲示板にも掲示されている。

本市の外国人登録人口は7千人を超え、本市住民の約3%が在日外国人であり、この中でも韓国・朝鮮籍人口は約4,300人で本市住民の約1.6%を占めている。しかし、熊本市の韓国・朝鮮籍人口は約650人で住民の約0.1%にすぎず、人口構成でも大きく異なる場所である。このような本市の地域特性を踏まえると、本件施設は在日韓国・朝鮮人にとってのコミュニティ活動の場であり、近隣住民との相互理解を図る意味からもその拠点として、また、福祉向上のための施設として大きな役割を果たしているものとする。これらのことから本件施設は一定の公益性を有するものであり、本件減免措置が妥当性を欠くものとは考えられない。

よって、本件請求については理由がないものと判断する。